

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示（令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部改正（漁業管理課）	1
○高知県議会定例会の招集（財政課）	1
○保安林の指定予定の通知（治山林道課）	1
○公共測量の実施の通知（8件）（用地対策課）	1
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	2
公告	
○ふぐ処理師試験の実施（業務衛生課）	2

告 示

高知県告示第404号の2

令和6年3月高知県告示第251号（令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部を次のように改正する。

令和6年6月4日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

2中「68.0トン」を「89.3トン」に改め、2の（1）のA中「4.8トン」を「6.312トン」に改め、2の（1）のイ中「0.1トン」を「0.121トン」に改め、2の（1）のウ中「16.8トン」を「22.061トン」に改め、2の（1）のエ中「9.4トン」を「12.340トン」に改め、2の（2）中「5.5トン」を「7.225トン」に改め、2の（3）のA中「12.5トン」を「16.419トン」に改め、2の（3）のイ中「2.0トン」を「2.639トン」に改め、2の（3）のウ中「11.8トン」を「15.485トン」に改め、2の（3）のエ中「5.1トン」を「6.698トン」に改める。

3中「15.2トン」を「16.1トン」に改め、3の（1）のA中「0.7トン」を「1.138トン」に改め、3の（1）のウ中「0.2トン」を「0.0トン」に改め、3の（1）のエ中「1.8トン」を「1.719トン」に改め、3の（2）のA中「7.0トン」を「7.416トン」に改め、3の（2）のイ中「1.4トン」を「1.481トン」に改め、3の（2）のウ中「2.7トン」を「2.861トン」に改め、3の（2）のエ中「1.4トン」を「1.485トン」に改める。

高知県告示第414号

高知県議会定例会を、令和6年6月21日に高知県議会議事堂に招集する。

令和6年6月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第415号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年6月14日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
四万十市西土佐大宮字上足川宮ノ川山1933の1
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第416号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年5月22日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年6月14日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和6年5月2日から同年11月29日まで
- 作業地域
幡多郡黒潮町入野地内

高知県告示第417号

高知県土木部須崎土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年5月28日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年6月14日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 作業期間
令和6年5月27日から令和7年3月20日まで
- 作業地域
高岡郡津野町

高知県告示第418号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年5月28日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年6月14日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量、数値地形図データ作成、路線測量）
- 作業期間
令和6年6月3日から同年9月30日まで
- 作業地域
室戸市羽根町甲地区

高知県告示第419号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年5月28日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年6月14日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和6年5月11日から同年12月20日まで
- 作業地域
幡多郡黒潮町入野地内

高知県告示第420号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年5月30日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年6月14日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量、数値地形図データ作成、路線測量）
- 作業期間
令和6年6月3日から同年9月30日まで

3 作業地域
安芸市赤野甲地区

高知県告示第421号

高知県土木部須崎土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年5月31日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年6月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量、水準測量）
- 2 作業期間
令和6年6月10日から同年25日まで

3 作業地域
高岡郡中土佐町

高知県告示第422号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年6月3日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年6月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、数値地形図データ作成、路線測量）
- 2 作業期間
令和6年6月3日から同年9月30日まで

3 作業地域
室戸市元甲地区

高知県告示第423号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年6月3日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年6月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、数値地形図データ作成、路線測量）
- 2 作業期間
令和6年6月10日から同年9月30日まで

3 作業地域
室戸市元乙地区

高知県告示第424号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和6年6月14日

高知県知事 濱田 省司

地 名	地 番	幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
南国市大埴 字中屋敷	甲907番4 の一部	6.00	60.32	
	甲907番9	5.00	7.35	
	甲905番3			
	甲905番4			
	甲907番4 地先農道水路			
香南市野市 町西野字ワ ノ丸	1982番4	5.61	86.60	
	1983番2	}		
	1985番7	6.57		
	1986番19	5.00	22.73	
	1990番8	6.00	14.16	

公 告

高知県ふぐ取扱条例（昭和36年高知県条例第34号）第11条第1項の規定により、令和6年度ふぐ処理師試験を次のとおり行う。

令和6年6月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の期日
令和6年10月21日（月）及び22日（火）の2日間
- 2 試験の場所
（1） 令和6年10月21日
高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県保健衛生総合庁舎
（2） 令和6年10月22日
高知市南久万58番地1 RKC調理製菓専門学校
- 3 試験科目及び日時
（1）筆記試験（令和6年10月21日午前10時から） 食品衛生学、ふぐの知識及び衛生関係法規
（2）鑑別試験（令和6年10月21日午前11時30分から） ふぐの種類及び部位の鑑別
（3）実技試験（令和6年10月22日午前10時から） ふぐの処理の実技
- 4 受験の手続
県所定の様式による受験願書1通に写真（申込み前3月以内に、無帽で正面向きの上半身が無背景で撮影した名刺型のもので、裏面に氏名及び撮影年月を記載したもの）1枚を添えて提

出すること。

- 5 受験手数料
5,280円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。）
- 6 受験願書の受付期間
令和6年9月9日（月）から同月20日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。
なお、郵送による場合は、令和6年9月20日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 7 受験願書の提出先
（1） 県内居住者は、住所地又は営業所を所管する福祉保健所（当該住所地又は営業所が高知市である場合にあっては、高知市保健所）
（2） 県外居住者は、高知県健康政策部薬務衛生課（高知市丸ノ内一丁目2番20号）
- 8 合格者の発表
令和6年11月5日（火）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。
また、高知県健康政策部薬務衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。
- 9 その他の注意事項
（1） 受験願書を郵送する場合は、封筒の表面に「受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。
（2） 受験者は、試験当日、受験票及び受験票に指示している物を持参するほか、試験当日の詳細については、受験票で確認すること。
（3） 不明な点については、高知県健康政策部薬務衛生課（電話番号088－823－9672）又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。